

れんけいこうち SDGs 推進事業イベント実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、「れんけいこうち SDGs 推進事業イベント実施要領」(以下「要領」という。)第6条の規定に基づき、要領第2条に規定するイベントに出展する民間事業者(以下「出展者」という。)の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(出展対象者・出展条件)

第2条 出展対象者は、れんけいこうち広域都市圏を構成する市町村(以下「圏域市町村」という。)に本店又は営業所等を有し、圏域市町村内で事業活動を行う法人、団体又は個人事業主等とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 高知県が運用する「こうち SDGs 推進企業登録制度」に登録されている者
- (2) 高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1項各号に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でない者
- (3) 公序良俗に反する行為や重大な法令違反を行っていない者
- (4) 県税及び圏域市町村税に滞納がない者

2 出展条件は次の各号のとおりとする。

- (1) SDGs の普及、啓発、達成に向けた取組を行っていること
- (2) 出展期間中、担当者を出展ブースに常駐させることができること
- (3) イオンモール高知が定めるイベントルールマニュアルを遵守すること
- (4) 出展に向けた必要書類等の作成や、高知市及びイオンモール高知からの指示等に真摯に対応すること
- (5) イベント実施後、高知市やイオンモール高知からのアンケート調査等の求めに対応すること

(出展内容)

第3条 出展内容は、要領第1条に規定する目的に合致するものであって、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) SDGs の達成に関する活動内容の紹介
例) 地域住民向けの SDGs 普及・啓発を目的としたセミナーの開催事例等の紹介
再生可能エネルギーへの切り替えや省エネ、創エネの取組の紹介
- (2) 来場者が参加可能な SDGs に関する体験型コーナー
例) SDGs の達成に寄与するオリジナルグッズの作成
- (3) その他、要領第1条に規定する目的の達成のために高い効果が期待されるもの

2 イベントブースの床面積は原則として5m×5mとし、出展者の選定後に、高知市及びイオンモール高知との協議により最終決定する。

3 次の各号に該当する出展内容は認められない。

- (1) 自社の製品・サービスの販売、宣伝のみを目的とした内容
- (2) 火器の使用及び煙が出る調理を伴う内容
- (3) 来場者に危険が及ぶ内容
- (4) その他、高知市とイオンモール高知との協議により出展に適さないと認められた内容

- 4 出展者の選定後、出展内容に係る企画の詳細について、高知市及びイオンモール高知と協議を行うことがある。

(募集方法)

第4条 出展者は公募により募集を行う。

- 2 募集事業者数は5事業者程度とする。

- 3 応募に当たって、出展を希望する者は、所定の期日までに、出展申込書、出展確認書及びイベント概要シートを高知市に提出するものとする。

(選定方法)

第5条 出展者の選定方法は次の各号のとおりとする。

- (1) 前条第3項に基づき提出された出展申込書、出展確認書及びイベント概要シートに基づき、高知市政策企画部において、所定の手続により出展者を選定する。
- (2) 出展者に選定された場合でも、第2条第1項各号のいずれかに違反することが明らかとなったときは、選定を取り消すことがある。
- (3) 選定結果のうち、出展者名のみ高知市政策企画課ホームページ上に掲載する。選定理由等の詳細は公表しない。

(選定基準)

第6条 出展者の選定に当たっては、次の項目を主眼・着眼事項とする。

- (1) SDGs 推進に向けた平時の取組内容

ア SDGs 推進に係る担当部署又は担当者を配置しているか

イ SDGs の達成に向けた活動の取組内容及び取組回数

ウ 事業者として、自治体や地域住民と連携した活動を行っているか

- (2) 出展内容

ア 出展内容が要領第1条に規定する目的の達成に資するものであるか

イ 来場者がイベントへの参加を通じてSDGsへの意識を高められる内容であるか

ウ 多くの来場者に訴求できる内容であるか

エ 安全かつ円滑に運営ができる体制であるか

(経費負担)

第7条 出展に伴う経費負担は、次の各号に掲げるとおりとし、定めのない事項については高知市及び各出展者並びにイオンモール高知で協議の上、取り決めるものとする。

- (1) 高知市

ブース賃借料

- (2) 出展者

ブース内で独自に使用する備品、展示物保険料、物品の搬入・搬出経費、旅費、滞在経費その他出展のために必要な経費

- (3) イオンモール高知

使用光熱水費、備品（イス、長机、パネル等）

附 則

この要項は、令和7年6月25日から施行する。